

町県民税の特別徴収について

令和5年度 町民税・県民税 特別徴収に関する手引き



〒449-0292

愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地
東栄町役場 税務課

電話：0536-76-1814

《目次》

	ページ番号
町県民税の特別徴収をしていただくにあたって	1
特別徴収の流れ	2
【特別徴収税額の通知が役場から届く】	
役場から届く「税額通知書（例）」	3
役場から届く「納入書（例）」	4
【特別徴収の開始】	
特別徴収税額の天引きと納入の手順	5
税額に変更があった場合の納入までの手順	6
税額を変更した後の納入書（例）	7
《納期特例が適用された場合の特別徴収の流れ》	8
特別徴収税額の天引きと納入の手順（納期特例の場合）	9
納期特例の場合の納入書（例）	10
町県民税の特別徴収Q & A	11



町県民税の特別徴収をしていただくにあたって

町県民税の特別徴収とは

事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月支払う給与から町県民税を天引きし、従業員（納税義務者）に代わって納めていただく制度です。

地方税法第321条の4及び東栄町町税条例第43条の規定により、事業主は**特別徴収義務者**として、法人・個人を問わず、**全ての従業員について町県民税を特別徴収**していただく必要があります。

〈納期の特例〉

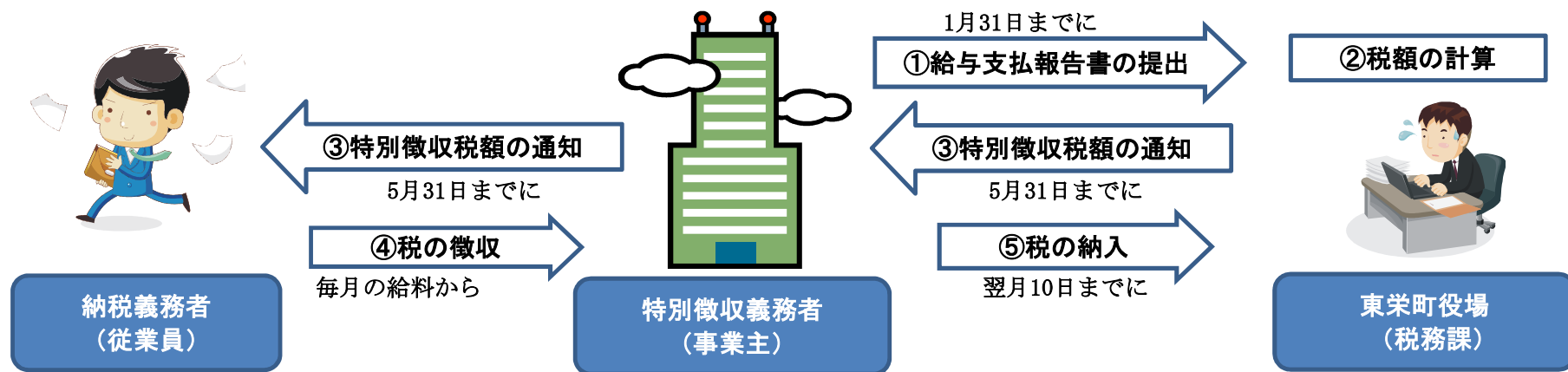
従業員が常時10人未満の事業所は、申請・承認により年12回の納期を年2回とすることもできます。

納税義務者への通知書の交付

- ① 同封の「市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書」（納税義務者用）を、すみやかに納税義務者各人に交付してください。
- ② 退職転勤等により交付できない場合は、当該者分を「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」と一緒に、至急返送してください。
- ③ 税額は東栄町で計算し、事業主の方に通知します。そのため、所得税のような税額計算や年末調整等をしていただく必要はありません。通知された額をそのまま納入してください。

特別徴収全体の流れ

- ① 特別徴収義務者（事業主）は毎年1月31日までに、従業員（アルバイトやパート等を含む全ての従業員）の給与支払報告書を提出します。
- ② 税務課にて、提出された給与支払報告書などにより、町県民税を計算します。
- ③ 税務課は、5月31日までに特別徴収義務者へ特別徴収税額を通知します。
その通知を受けて特別徴収義務者は納税義務者（従業員）へ、特別徴収税額の通知（通知書の配布）をします。
- ④ 特別徴収義務者は、6月～翌年の5月まで、税額通知書に記載された税額を月々の給与から天引きします。
- ⑤ 特別徴収義務者は、④で天引きした税額を、翌月の10日までに東栄町に納入します。



今後行っていただくこと

届いた書類の確認	給与所得等に係る市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用) 給与所得等に係る市町村民税・県民税 特別徴収税額の決定(変更)通知書(特別徴収義務者用) 納入書
通知書の交付	市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)を従業員に交付する。
徴収と納入	翌年の5月まで、税額を毎月の給料から天引きし、翌月10日までに納入する。

東栄町役場から届く通知書(例)

××年度 給与所得等に係る市町村民税・県民税
特別徴収税額の決定(変更)通知書(特別徴収義務者用)

地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)第1項の規定によって、本年度の給与所得等に係る市町村民税及び県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市町村長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市町村長を被告として(市町村長が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、処分取消しの請求は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続なきの履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分取消しの請求を提起することができます。

□□□-□□□□ 000000



株式会社 ◇◇◇◇◇ 様

特別徴収税額		259600		課税人員		3		非課税人員		1			
月	6月分	3	27500	12月分	2		21100	割	8月分	2	21100		
	7月分	2	21100	1月分	2		21100		9月分	2	21100		
額	10月分	2	21100	2月分	2		21100	11月分	2	21100	3月分	2	50300
	11月分	2	21100	4月分	2		21100	5月分	2	21100	(備考)		

×××年 ×月××日

愛知県北設楽郡東栄町長 ○○ ○○

指定番号	999999	整理番号		市町村コード	235628	受給者番号	0001	特別徴収税額	176000	納付	6月分	15400	10月分	14600	2月分	14600	(摘要)
住	愛知県北設楽郡東栄町大字○○○○○○○				氏名	A 様				納付	7月分	14600	11月分	14600	3月分	14600	個人番号
住	愛知県北設楽郡東栄町大字△△△△△△△				氏名	B 様				納付	8月分	14600	12月分	14600	4月分	14600	
住	愛知県北設楽郡東栄町大字□□□□□□□				氏名	C 様				納付	9月分	14600	1月分	14600	5月分	14600	
住	愛知県北設楽郡東栄町大字※※※※※※※				氏名	D 様				納付	6月分	0	10月分	0	2月分	0	
住	愛知県北設楽郡東栄町大字※※※※※※※				氏名	D 様				納付	7月分	0	11月分	0	3月分	0	
指定番号	999999	整理番号		市町村コード	235628	受給者番号	0002	特別徴収税額		納付	6月分	6600	10月分	6500	2月分	6500	(摘要)
住	愛知県北設楽郡東栄町大字△△△△△△△				氏名	B 様				納付	7月分	6500	11月分	6500	3月分	6500	個人番号
住	愛知県北設楽郡東栄町大字△△△△△△△				氏名	B 様				納付	8月分	6500	12月分	6500	4月分	6500	
住	愛知県北設楽郡東栄町大字□□□□□□□				氏名	C 様				納付	9月分	6500	1月分	6500	5月分	6500	
住	愛知県北設楽郡東栄町大字※※※※※※※				氏名	D 様				納付	6月分	0	10月分	0	2月分	0	
住	愛知県北設楽郡東栄町大字※※※※※※※				氏名	D 様				納付	7月分	0	11月分	0	3月分	0	
指定番号	999999	整理番号		市町村コード	235628	受給者番号	0003	特別徴収税額	5500	納付	6月分	5500	10月分	0	2月分	0	(摘要)
住	愛知県北設楽郡東栄町大字□□□□□□□				氏名	C 様				納付	7月分	0	11月分	0	3月分	0	個人番号
住	愛知県北設楽郡東栄町大字□□□□□□□				氏名	C 様				納付	8月分	0	12月分	0	4月分	0	
住	愛知県北設楽郡東栄町大字□□□□□□□				氏名	C 様				納付	9月分	0	1月分	0	5月分	0	
住	愛知県北設楽郡東栄町大字※※※※※※※				氏名	D 様				納付	6月分	0	10月分	0	2月分	0	
住	愛知県北設楽郡東栄町大字※※※※※※※				氏名	D 様				納付	7月分	0	11月分	0	3月分	0	
指定番号	999999	整理番号		市町村コード	235628	受給者番号	0004	特別徴収税額	0	納付	6月分	0	10月分	0	2月分	0	(摘要)
住	愛知県北設楽郡東栄町大字※※※※※※※				氏名	D 様				納付	7月分	0	11月分	0	3月分	0	個人番号
住	愛知県北設楽郡東栄町大字※※※※※※※				氏名	D 様				納付	8月分	0	12月分	0	4月分	0	
住	愛知県北設楽郡東栄町大字※※※※※※※				氏名	D 様				納付	9月分	0	1月分	0	5月分	0	
住	愛知県北設楽郡東栄町大字※※※※※※※				氏名	D 様				納付	6月分		10月分		2月分		
住	愛知県北設楽郡東栄町大字※※※※※※※				氏名	D 様				納付	7月分		11月分		3月分		
指定番号		整理番号		市町村コード		受給者番号		特別徴収税額		納付	6月分		10月分		2月分		(摘要)
住					氏名					納付	7月分		11月分		3月分		個人番号
住					氏名					納付	8月分		12月分		4月分		
住					氏名					納付	9月分		1月分		5月分		
住					氏名					納付	6月分		10月分		2月分		
住					氏名					納付	7月分		11月分		3月分		
指定番号		整理番号		市町村コード		受給者番号		特別徴収税額		納付	6月分		10月分		2月分		(摘要)
住					氏名					納付	7月分		11月分		3月分		個人番号
住					氏名					納付	8月分		12月分		4月分		
住					氏名					納付	9月分		1月分		5月分		
住					氏名					納付	6月分		10月分		2月分		
住					氏名					納付	7月分		11月分		3月分		

特別徴収義務者	氏名又は名称	個人番号又は法人番号
---------	--------	------------

東栄町役場から届く納入書(例)

愛知県東栄町 個人町民税 個人県民税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
235628	00890-0-960255	東栄町役場
指定番号		納入金額(1) 円
999999		27,500
納期限	〇〇年 6月分	
納入金額	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	
納期限	〇〇年 7月 12日	給与分(一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料
(2)	合計額	納入日付印 (納入者保管)
(特別徴収義務者) 住所 〒□□□-□□□ 又は 所在地 ○○○○○○○○○○○○ 氏名 又は 名称 株式会社 ○○○○ 様		
上記のとおり領収しました。		

愛知県東栄町 個人町民税 個人県民税 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
235628	00890-0-960255	東栄町役場
指定番号		納入金額(1) 円
999999		27,500
納期限	〇〇年 6月分	
納入金額	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	
納期限	〇〇年 7月 12日	給与分(一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料
(2)	合計額	領収日付印 (金融機関保管)
(特別徴収義務者) 住所 〒□□□-□□□ 又は 所在地 ○○○○○○○○○○○○ 氏名 又は 名称 株式会社 ○○○○		
上記のとおり納入します。		

愛知県東栄町 個人町民税 個人県民税 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
235628	00890-0-960255	東栄町役場
指定番号		納入金額(1) 円
990600099999		27,500
納期限	〇〇年 7月 12日	
納入金額	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は裏面の納入申告書に必ず記載してください。	
納期限	〇〇年 7月 12日	給与分(一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料
(2)	合計額	領収日付印 (東栄町保管)
(特別徴収義務者) 住所 〒□□□-□□□ 又は 所在地 ○○○○○○○○○○○○ 氏名 又は 名称 株式会社 ○○○○ 納		
上記のとおり通知します。(受付店→愛知東栄農協町組合(取りまとめ店)→東栄町)		

特別徴収税額の天引きと納入の手順

1. 役場から送付した、「特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)」の個人別納付金額の6月分(①)を6月に支払う給与から天引きします。

××年度 給与所得等に係る市町村民税・県民税
特別徴収税額の決定(変更)通知書(特別徴収義務者用)

特別徴収税額	259600		②	人員	非課税人員
	人数	納付額		数	納付額
6月分	3	27500	12月分	2	21100
7月分	2	21100	1月分	2	21100
8月分	2	21100	2月分	2	21100
9月分	2	21100	3月分	2	21100
10月分	2	21100	4月分	2	21100
11月分	2	21100	5月分	2	21100
(備考)					

地方税法第4条及び第21条の4(第21条の4第1項の規定)によって、本年度の給与所得等に係る市町村民税及び県民税の特別徴収税額を下記の通り決定(変更)したので通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して2か月以内に市町村長に對して事象請求をすることができます。この特別徴収税額の決定しを定める決定は、市町村の秘密請求に係る税法の決定を受けた日の翌日から起算して2か月以内に市町村長を請求として(市町村長が職員に代表せられます。)、送附することができます。なお、給与の取消しの時は、前年度に納税済みの収入を確定後でなければ送附することができないこととされていますが、①無き請求があった日から起算して2か月が経過しても徴収がないまま、②翌年度、給与の執行又は振替等の実行により生ずる差しい税額を徴収するため徴収の必要があると、③その年度徴収がないことにより生ずる延滞金があるときは、徴収を求めたとしても徴収の取崩しの請求を認めることができます。

×××年 ×月××日
愛知県北設楽郡東栄町長 ○○ ○○

2. 対象となる従業員分を天引きし、合計額が特別徴収税額の6月分(②)になることを確認します。

特別徴収税額	176000	6月分	15400	7月分	14600	8月分	14600	9月分	14600	10月分	14600	11月分	14600	12月分	14600	(摘要)
氏名	A	6月分	14600	7月分	14600	8月分	14600	9月分	14600	10月分	14600	11月分	14600	12月分	14600	
種別	個人番号	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	
	変更月															

3. ②の金額が納入書の「納入金額(1)の金額と同じであることが確認できたら、納期限までに金融機関で納入してください。(③)

※ 令和3年度から、納入書の様式が変更されています。

愛知県東栄町 個人町民税 個人県民税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
235628	00890-0-960255	東栄町役場
指 定 番 号	納入金額(1)	③
999999	27,500	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(27500)	
	退職所得分	
	延滞金	
納期限	督促手数料	
〇〇年 7月 12日	合計額	
(2)		
(特別徴収義務者) 住所	氏名	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	株式会社 〇〇〇〇 様	

上記のとおり徴収しました。(納入者印)

税額に変更があった場合の納入までの手順（例：一括徴収）

当初(5月)に役場から届いた納入書に記載のある特別徴収税額について、変更となる月以降分の金額を訂正していただく必要があります。

××年度 給与所得等に係る市町村民税・県民税
特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収税額		259600		課税人員		非課税人員	
月	人数	納付額	月	人数	納付額	月	人数
6月分	3	27500	12月分	2	21100		
7月分	2	21100	1月分	2	21100		
8月分	2	21100	2月分	2	21100		
9月分	2	21100	3月分	2	50300		
10月分	2	21100	4月分	2	6500		
11月分	2	21100	5月分	2	6500		
(備考)							

地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）第1項の規定により、本年度の給与所得等に係る市町村民税及び県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市町村長に対して審査請求をすることがあります。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるとは、前記の審査請求に係る判決の確定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市町村を相手として（市町村長が職務の代表者となります。）提訴することがあります。

なお、給与の取消等の請求は、前記の確定請求に対する判決を確定しなければ提訴することができませんこととされています。①審査請求があった日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、②処分、是かの執行又は訴訟等の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③を認めないことにより正当な理由があるときは、判決を認めないでも処分等の取消しの請求を提訴することができます。

② ×××年 ×月××日
愛知県北設楽郡東栄町長 ○○ ○○

特別徴収税額	176000	6月分	15400	10月分	14600	12月分	14600	
氏名	A	7月分	14600	11月分	14600	3月分	43800	
		8月分	14600	12月分	14600	4月分		
		9月分	14600	1月分	14600	5月分		
税別		個人番号	*****				変更月	月

【例：3月から変更になる場合】

1. 変更の対象となる従業員分の3月分の税額(①)を、3月に支払う給与から天引きします。その他の従業員分との合計額が特別徴収税額の3月分(②)になることを確認します。
2. 3月分の「納入金額(1)」欄に記載されている金額を横線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」と「合計額」の欄に、②の金額を記入します。(領収書、納入書、納入済通知書のすべてに記入してください。)(③)
3. 3月分の納期限までに、金融機関にて納付してください。
4. 1月分以降も税額が変更になっていますので、毎月、上記2の要領で金額を抹消・記入してから、納付をしてください。

愛知県東栄町 個人町民税 個人県民税 領収証書③

市区町村コード	2 3 5 6 2 8	口座番号	00890-0-960255	加入者名	東栄町役場
		指定番号	999999	納入金額(1)	21,100
	〇〇年 3月分			納入金額(2)	50,300
納入すべき金額が右の納入金額(1)の間の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納	給与分(50300)	50,300		
	入	退職所得分			
	金	延滞金			
第期限	〇〇年 4月 10日	額	督促手数料		
		(2) 合計額	50,300		
(特別徴収義務者)	住所	〒	〇〇〇-〇〇〇	明	取
	氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		日	
	氏名	株式会社	〇〇〇〇〇	付	付
	名称			印	

上記のとおり領収しました。(納入者印)

税額変更をした後の納入書(例)

愛知県東栄町 個人町民税 個人県民税 領収証書

市区町村コード 2 3 5 6 2 8	口座番号 00890-0-960255	加入者名 東栄町役場
指定番号 999999		納入金額(1) -27,500
〇〇年 3月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(労務費)	5 0 3 0 0
	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
納期限 〇〇年 7月 12日	(2) 合計額	5 0 3 0 0
(特別徴収義務者) 住所 〒□□□-□□□ 又は 所在地 ○○○○○○○○○○○○ 氏名 株式会社 ○○○○ 様 又は 名称		

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

愛知県東栄町 個人町民税 個人県民税 納入書

市区町村コード 2 3 5 6 2 8	口座番号 00890-0-960255	加入者名 東栄町役場
指定番号 999999		納入金額(1) -27,500
〇〇年 3月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(労務費)	5 0 3 0 0
	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
納期限 〇〇年 7月 12日	(2) 合計額	5 0 3 0 0
(特別徴収義務者) 住所 〒□□□-□□□ 又は 所在地 ○○○○○○○○○○○○ 氏名 株式会社 ○○○○ 又は 名称		

上記のとおり納入します。(徴収機関保管)

愛知県東栄町 個人町民税 個人県民税 納入済通知書

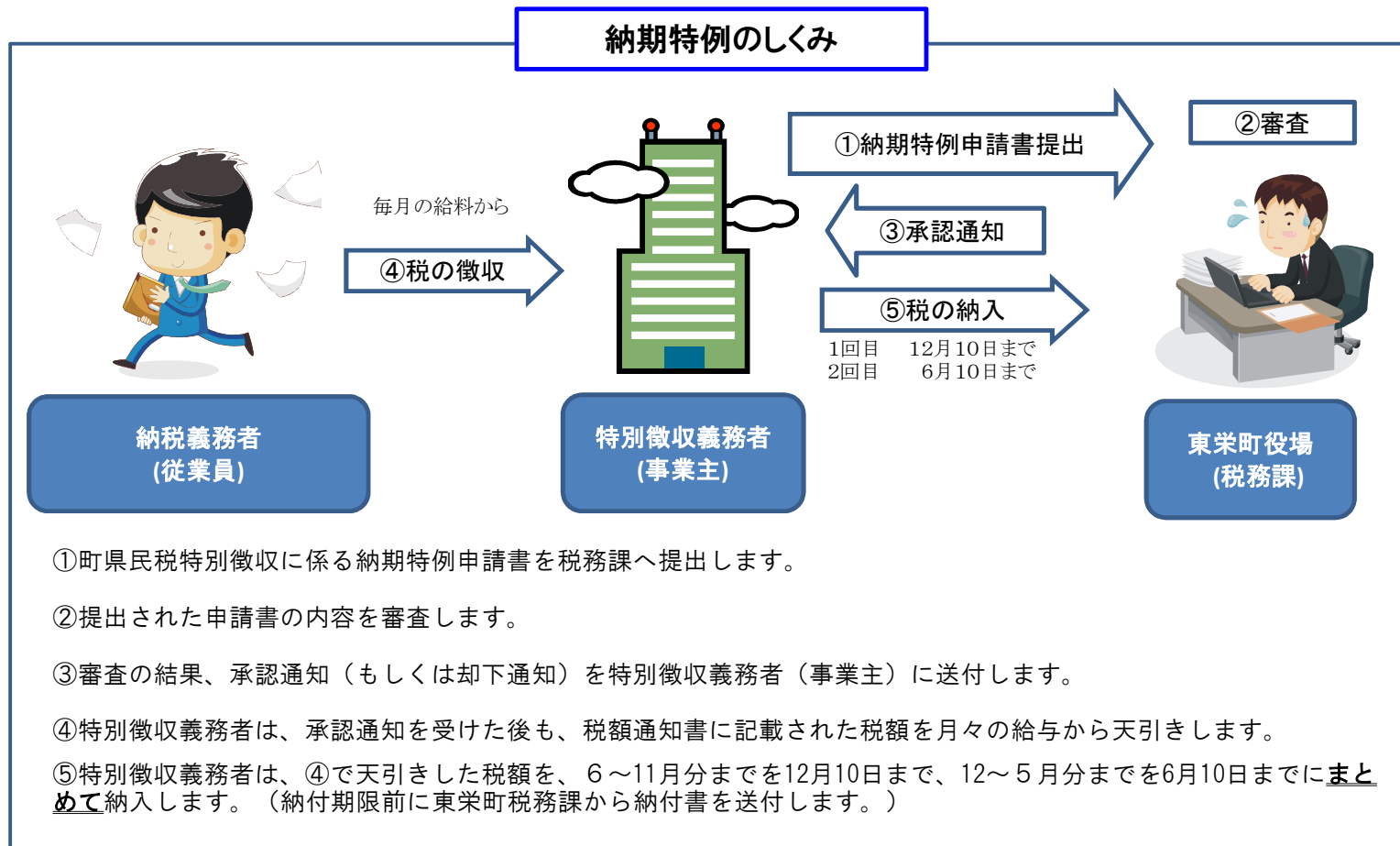
市区町村コード 2 3 5 6 2 8	口座番号 00890-0-960255	加入者名 東栄町役場
指定番号 999999		納入金額(1) -27,500
〇〇年 3月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(労務費)	5 0 3 0 0
	退職所得分	
	延滞金	
	督促手数料	
納期限 〇〇年 7月 12日	(2) 合計額	5 0 3 0 0
(特別徴収義務者) 住所 〒□□□-□□□ 又は 所在地 ○○○○○○○○○○○○ 氏名 株式会社 ○○○○ 納 又は 名称		

上記のとおり通知します。(交付先一定回数業務用印紙(残りよめ)一発宛付) (東栄町保管)

※退職所得にかかる税額がある場合は裏面の納入申告書に必ず記載してください。

納期特例が適用された場合の特別徴収の流れ

納期特例とは . . . 従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることができます。



特別徴収税額の天引きと納入の手順例（納期特例の場合）

- 役場から5月に送られてきた「特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)」の個人別納付金額の6月分①から11月分までを、対象となる従業員に支払う給与から天引きしていきます。
- 11月分の天引き終了後、6～11月までの天引きした合計額と、「特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)」の事業所全体額の6～11月分の合計とが、同額であることを確認します。②

××年度 給与所得等に係る市町村民税・県民税
特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収税額		259600		課税人員		非課税人員	
月	人数	納付額	月	人数	納付額	月	人数
6月分			7月分			8月分	
7月分			8月分			9月分	
8月分			9月分			10月分	
9月分			10月分			11月分	
10月分			11月分	3	133000	合計	2
合計							1

地方自治法第41条第4項第2号の4（第2号の6）第1項の規定により、本年度の給与所得等に係る市町村民税・県民税の特別徴収税額を算定し、この通知書により通知いたします。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に市町村長に申し出て変更請求をすることができます。この特別徴収税額通知書の決定・変更請求は、前回の決定通知書に係る徴収の請求を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市町村長を相手として「特別徴収税額決定の取消等」として行われ、取り消すことができます。

なお、給与の取消しの訴えは、前年度の確定申告に対する徴収を確定した後であれば提起することができないこととされています。①確定申告があった日から起算して3か月を経過しては徴収がないとみなされ、給与の取消しの訴えは提起できず、取り消すことができません。②確定申告を提出し、③確定申告を提出し、④確定申告を提出しないことにより正当な理由があるときは、徴収をしないでも是等の取扱いの請求を提出することができます。

×××年 ×月××日

愛知県北設楽郡東栄町長 ○ ○ ○ ○

①

特別徴収税額	176000	6月分	15400	10月分	14600	2月分	14600	（備考）
氏名	A	7月分	14600	11月分	14600	3月分	14600	
		8月分	14600	12月分	14600	4月分	14600	
		9月分	14600	1月分	14600	5月分	14600	
個人番号	*****	変更月		月				

- 納期特例が承認済の場合は、納期限前に東栄町から納付書を送付しますので、11月分の納期限までに、金融機関又は役場出納室で納付してください。
- 1～3と同じ要領で、12月～5月分までを天引きし、5月分の納入書にて納期限までに納めてください。

愛知県東栄町 個人町民税 領収証書

市区町村コード	2 3 5 6 2 8	口座番号	00890-0-960255	加入者名	東栄町 役場
		指定番号	999999	納入金額(1)	27,500
	〇〇年 6月分				
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納	給与分(元)			
	入	退職所得分			
	金	延滞金			
	部	督促手数料			
納期限	〇〇年12月10日	(2) 合計額			
(特別徴収義務者) 住所 〒□□□-□□□ 所在地 ○○○○○○○○○○○○		氏名 又は 名称 株式会社 ○○○○○		印 日 付 様	

上記のとおり領収しました。(納入者印)

納期特例の場合の納入書(例)

※納期特例の承認を受けた事業所には、年2回分の納付書を送付します。

愛知県東栄町 個人町民税 個人県民税 領収証書

市区町村コード 2 3 5 6 2 8	口座番号 00890-0-960255	加入者名 東栄町役場
指定番号 999999	納入金額(1) 133,000	
納期 〇〇年 11月分	納入金額(1) 133,000	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(受取分)	退職所得分
納入金	延滞金	督促手数料
納期 〇〇年12月 10日	合計額	
(特別徴収義務者) 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 株式会社 〇〇〇〇 様		

上記のとおり領収しました。(納入者用印)

愛知県東栄町 個人町民税 個人県民税 納入書

市区町村コード 2 3 5 6 2 8	口座番号 00890-0-960255	加入者名 東栄町役場
指定番号 999999	納入金額(1) 133,000	
納期 〇〇年 11月分	納入金額(1) 133,000	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(受取分)	退職所得分
納入金	延滞金	督促手数料
納期 〇〇年12月 10日	合計額	
(特別徴収義務者) 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 株式会社 〇〇〇〇		

上記のとおり納入します。(金融機関用印)

愛知県東栄町 個人町民税 個人県民税 納入済通知書

市区町村コード 2 3 5 6 2 8	口座番号 00890-0-960255	加入者名 東栄町役場
指定番号 999999	納入金額(1) 133,000	
納期 〇〇年 11月分	納入金額(1) 133,000	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(受取分)	退職所得分
納入金	延滞金	督促手数料
納期 〇〇年12月 10日	合計額	
(特別徴収義務者) 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 株式会社 〇〇〇〇		

上記のとおり通知します。(交付先=愛知県東栄町納付組合(取りまとめ)第一支所 (東栄町税務))

愛知県東栄町 個人町民税 個人県民税 領収証書

市区町村コード 2 3 5 6 2 8	口座番号 00890-0-960255	加入者名 東栄町役場
指定番号 999999	納入金額(1) 126,600	
納期 〇〇年 5月分	納入金額(1) 126,600	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(受取分)	退職所得分
納入金	延滞金	督促手数料
納期 〇〇年 6月 10日	合計額	
(特別徴収義務者) 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 株式会社 〇〇〇〇 様		

上記のとおり領収しました。(納入者用印)

愛知県東栄町 個人町民税 個人県民税 納入書

市区町村コード 2 3 5 6 2 8	口座番号 00890-0-960255	加入者名 東栄町役場
指定番号 999999	納入金額(1) 126,600	
納期 〇〇年 5月分	納入金額(1) 126,600	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(受取分)	退職所得分
納入金	延滞金	督促手数料
納期 〇〇年 6月 10日	合計額	
(特別徴収義務者) 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 株式会社 〇〇〇〇		

上記のとおり納入します。(金融機関用印)

愛知県東栄町 個人町民税 個人県民税 納入済通知書

市区町村コード 2 3 5 6 2 8	口座番号 00890-0-960255	加入者名 東栄町役場
指定番号 999999	納入金額(1) 126,600	
納期 〇〇年 5月分	納入金額(1) 126,600	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(受取分)	退職所得分
納入金	延滞金	督促手数料
納期 〇〇年 6月 10日	合計額	
(特別徴収義務者) 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 株式会社 〇〇〇〇		

上記のとおり通知します。(交付先=愛知県東栄町納付組合(取りまとめ)第一支所 (東栄町税務))

個人住民税（町県民税）の特別徴収に関するQ&A

Q 1	今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、今になって特別徴収にしないといけないのですか？
A 1	地方税法第321条の4及び東栄町町税条例第43条の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、住民税を特別徴収することが義務づけられています。事業主や従業員等が特別徴収するかを選択することはできません。（特別な理由の場合を除く。）
Q 2	従業員が少ない場合や、アルバイトやパートの場合でも特別徴収にしないではいけませんか？
A 2	特別徴収は法律の規定によって義務付けられており、事業主や従業員等の意思で特別徴収するかを選択することはできません。また、アルバイト等を含む全ての従業員等から特別徴収する必要があります。従業員が少ない場合など、納期を2回にする「 <u>納期の特例</u> 」があります。
Q 3	特別徴収にするメリットはありますか？ 事務の負担が増えるのではないかと心配です。
A 3	住民税の特別徴収は、所得税のように税額を計算したり年末調整をする必要はありません。税額の計算は給与支払報告書等に基づいて東栄町で行い、従業員ごとの税額をその年の5月31日までに通知します。事業主の方は、その税額を毎月の給与から天引きし、通知と同封の納入書により翌月の10日までに金融機関を通じて納めていただくだけです。 【従業員のメリット】 従業員にとってたいへん便利な制度です。特別徴収をすると従業員等がわざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができ、更に普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員等（納税義務者）の1回あたりの負担が少なくなります。
Q 4	年度の途中で新たに特別徴収を開始する場合には、どうしたらよいですか？
A 4	普通徴収から特別徴収への切り替えが必要ですので、 <u>別添資料集の「普通徴収から特別徴収への切替依頼書」</u> に必要事項を記入し、ご提出ください。
Q 5	従業員が退職したのですが、残りの税額はどうしたらよいですか？
A 5	残りの税額の取扱いについては、以下の2通りの方法があります。 ①退職した従業員等が、「普通徴収」（後日送付の納付書）により自ら納付する。 ②事業主が最後に支払う給料から残りの額を「一括徴収」して納付する。 ※その年度の1月1日以降に退職した場合は、一括徴収することが義務付けられています。 また、従業員等が退職した場合には、その都度「 <u>特別徴収に係る給与所得者異動届出書</u> 」をご提出ください。

不明な点や詳しい手続の仕方などは、東栄町税務課までお問い合わせください。

電話：0536-76-1814